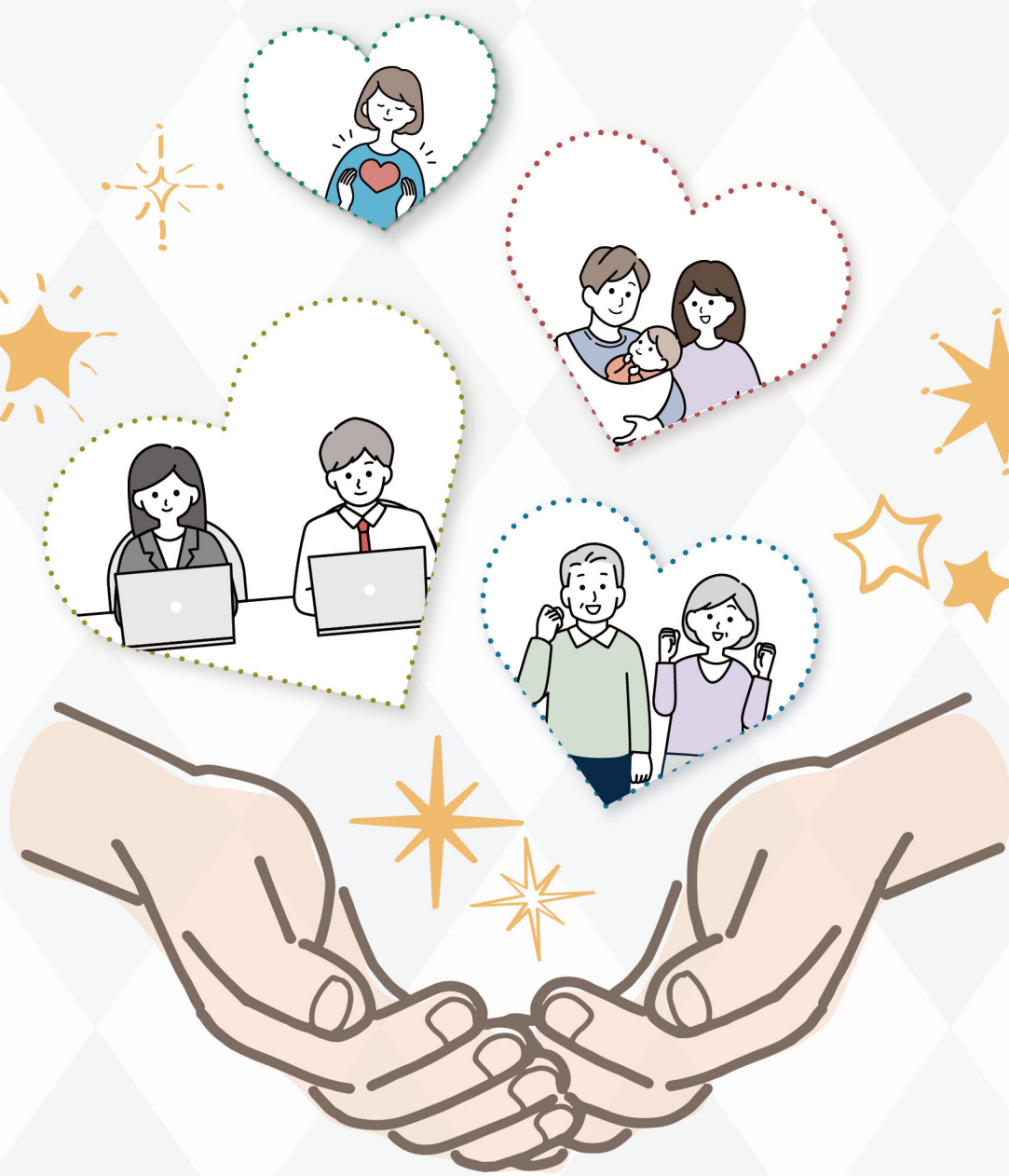


概要版

第5次 日野市男女平等行動計画

令和8年度～令和12年度



令和8年3月
日野市

1 概要

1 計画の目的

「第5次日野市男女平等行動計画」は、「日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例（平成14年4月1日施行）」に基づき、あらゆる場面（分野）で男女平等参画を、総合的かつ計画的に推進するための具体的な計画です。

日野市では、平成14（2002）年の「日野市男女平等基本条例」の施行以来「日野市立男女平等推進センター」の設置、第1次～第4次「日野市男女平等行動計画」の策定を行い、令和5（2023）年には「日野市男女平等基本条例」を「日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例」に改正して「日野市パートナーシップ制度」の運用を開始するなど、「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして」を基本理念にさまざまな施策を行い、男女ともに力を発揮できる社会の創出に取り組んできました。

また、令和元（2019）年7月に内閣府から「SDGs 未来都市」に選定され、男女平等施策においては、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールのひとつである「5. ジェンダー平等を実現しよう」を念頭に取組を進めてきました。

令和5（2023）年3月には日野市における施策の総合的な方針を示す「日野地域未来ビジョン2030（以下、「ビジョン」）」が策定されました。

「第5次日野市男女平等行動計画」では、近年の男女平等参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に対応するとともに、ビジョンにおける男女平等参画・多様性の尊重等に関する項目についても念頭に置きながら、男女平等参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、令和3（2021）年に策定された「第4次日野市男女平等行動計画」を継承するもので、日野市における男女平等参画施策の基本的な計画となるものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」としての役割を担い、これらを一体的に策定します。

さらに、「日野地域未来ビジョン2030」等の具体的な部門別計画として位置づけ、その他の関連計画との連携・調整を図りながら策定するものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

2 策定の背景

1 国際的な状況

国際連合は昭和50（1975）年に「世界行動計画」を採択しました。昭和54（1979）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、日本は昭和60（1985）年にこの条約を批准しました。

平成7（1995）年に「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されました。さらに、「ジェンダー主流化」を掲げ、これを踏まえた取組が各国で進められています。

平成27（2015）年には、「持続可能な開発目標（SDGs）」のひとつに「5. ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

令和6（2024）年の「未来サミット」で採択された「未来のための協定」では、「人権、ジェンダー平等、女性のエンパワーメントに関する取組の強化」についても再確認されました。

「世界経済フォーラム」が毎年公表している、各国の「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、令和7（2025）年時点で日本は148か国中118位という結果でした。

2 国の動き

国においては、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけました。同法に基づいて、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

現在、「第6次男女共同参画基本計画」の策定が進められており、令和7（2025）年8月26日に「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」が公表されました。

3 東京都の動き

東京都においては、平成12（2000）年に「東京都男女平等参画基本条例」が制定され、男女平等参画社会の実現に向け「男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。」として、東京都行動計画を策定し、施策を進めています。

3 計画の理念・目標

1 計画の基本理念

本計画では、男女平等社会を「性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、また、ともに対等に参画し、その成果も責任も分かち合う社会」と捉え、多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざすことを基本理念としています。

**多様な個性が尊重され、
誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして**

2 計画の基本方針

本計画は、日野市が施策を進めるための計画であるとともに、市が市民・事業者と協働し取り組むことを前提とした計画です。

「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会」をめざすうえで、妊娠や出産等の女性の特性を理解し、状況に応じた支援を図ることは、社会として不可欠であり、男女間の格差や課題を解消するためには、より多くの方に参画の機会を提供する必要があるという考えのもと、理念・目標・施策を体系的に位置付けて取り組んでいきます。

策定後の取組については市民参画で評価を行い、第4次計画と同様に「できることを着実に」、真の実効性の確保に努めるとともに、市民にとって生活に身近な男女平等参画の推進をめざします。

3 計画の目標

本計画では、次の4つの目標を設定し、実現のための方向性を明確にし、解決に向けた施策を提示します。

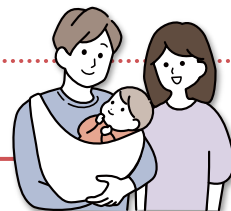
■ 4つの基本目標 ■

基本目標1 人権が尊重される社会づくり

めざす姿

- すべての人の人権が尊重され、認められている社会

すべての人が性別等や生き方にかかわらず尊重され、互いに違いを認め合いながら、安心して自分らしく暮らせる社会の実現をめざします。固定的性別役割分担意識を解消し、誰もが家庭や社会の責任を協力して担える環境づくりを進めます。



基本目標2 あらゆる暴力を許さない社会づくり

めざす姿

- 誰もが安心して安全に暮らせる、暴力を許さない社会

暴力を許さないという意識を社会全体に根づかせ、DVや性暴力、ハラスメントなどの未然防止と早期対応を進めます。関係機関との連携を強化し、被害者が安心して支援を受け、自立できる環境づくりをめざします。



基本目標3 誰もがあらゆる分野でともに活躍できる社会づくり

めざす姿

- あらゆる分野で女性と男性がともに参画し、個性と能力を發揮できる環境が整っている豊かな社会

すべての人が性別等や立場にかかわらず、個性と能力を發揮できる地域・職場づくりを進めます。多様な生き方や働き方が尊重され、誰もが家庭・地域・職場でともに活躍し、安心して参加できる社会の実現をめざします。

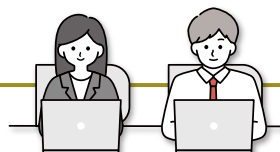


基本目標4 男女平等参画の推進体制づくり

めざす姿

- 男女平等参画の取組を市が推進するための体制

市民・事業者・行政が連携し、誰もが政策や地域づくりに参画できる体制を整えます。庁内でも率先して男女平等を推進し、職員一人ひとりが意識を高めながら、安心して働ける環境づくりをめざします。



4 成果目標

男女平等参画施策の進捗状況を管理し、本計画の着実な推進につなげるとともに、市民にも分かりやすいものとするため、以下のとおり基本目標ごとに成果目標を設定します。

目標1 人権が尊重される社会づくり

指標	現況	目標
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」そう思わない、あまりそう思わない人の割合	79.3%	増加
社会通念・習慣・しきたりにおいて男性の方が優遇されている、どちらかと言えば優遇されていると思う人の割合	80.3%	減少
身近な人などからカミングアウトされた場合に、相手に寄り添って接したいと思う人の割合	「相手に寄り添って接したい」 37.7% 「時間はかかっても理解に努めたい」 30.8%	増加
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率の向上	子宮頸がん 16.8% 乳がん 16.9% (令和6年度実績)	増加

目標2 あらゆる暴力を許さない社会づくり

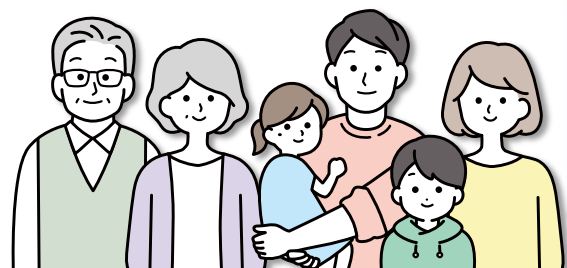
指標	現況	目標
配偶者や交際相手からの暴力の被害経験のある人の割合	12.2%	減少
配偶者や交際相手からの暴力を相談した人の割合	31.1%	増加
ハラスメントを受けたことがある人の割合	39.7%	減少

※現況の数値は「日野市男女平等についての市民意識アンケート調査結果報告書（令和6年12月）」（以下、「市民意識アンケート結果」）より抜粋。（「子宮頸がん検診、乳がん検診受診率の向上」を除く。）

<参考> 東京都がん検診受診率（令和5年度）

	子宮頸がん	乳がん
受診率	25.3%	27.0%

資料：東京都保健医療局



目標3 誰もがあらゆる分野でともに活躍できる社会づくり

指標	現況	目標
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉も内容も知っている人の割合	52.2%	増加
家庭生活において男性の方が優遇されている、どちらかと言えば男性の方が優遇されていると思う人の割合	53.6%	減少
職場において男性の方が優遇されている、どちらかと言えば男性の方が優遇されていると思う人の割合	53.5%	減少
平日における育児に関わっていない男性の割合	58.9%	減少
「仕事が忙しいから」を理由として職業以外の社会活動、地域活動に参加していない人の割合	30.2%	減少

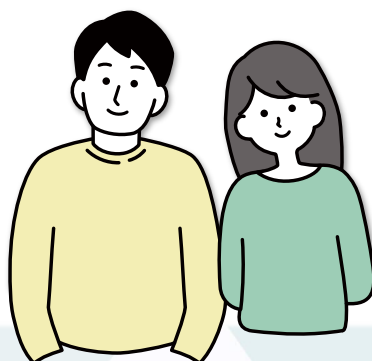
※現況の数値は「市民意識アンケート結果」より抜粋。

目標4 男女平等参画の推進体制づくり

指標	現況	目標
審議会・委員会における女性委員の割合 (日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例、国の第5次男女共同参画基本計画)	36.0% (令和7年4月現在)	40%以上
市における女性管理職の割合 (日野市特定事業主行動計画※に基づき設定)	28.6% (令和7年4月現在)	30%以上
市職員の男性育休取得率の向上 (日野市特定事業主行動計画※に基づき設定)	83.3% (令和6年度実績)	100%かつ 1か月以上の取得率 85%以上

※特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」(平成15年)及び「女性活躍推進法」(平成28年)に基づく行動計画を一体的に策定するもので、国や地方公共団体などの特定事業主が、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するための計画。



5 計画の体系

基本理念

多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめがけて

基本目標

1
人権が尊重される
社会づくり

「日野市配偶者暴力対策基本計画」

2
あらゆる暴力を
許さない
社会づくり

3
誰もがあらゆる分野で
ともに活躍できる
社会づくり

4
男女平等参画の
推進体制づくり

施策

- (1) 性別に基づく固定的役割分担意識の解消
- (2) 多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成 ★
- (3) 性の尊重に関する普及啓発と知識の向上 ★
- (4) 生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援 ★
- (5) 困難な問題を抱える女性への支援<新規> ★
「日野市困難を抱える女性への支援に関する基本計画」

- (1) DV防止・対応の体制強化と相談窓口のさらなる周知
- (2) DV被害者の安全確保と自立への支援
- (3) 性犯罪・性暴力・ハラスメント等未然防止のための取組の充実
- (4) 性犯罪・性暴力・ハラスメント等被害者支援の充実

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- (2) 子育て・介護への支援の推進
- (3) 多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくり
- (4) 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備
- (5) 男性の家庭・地域活動への参画推進<新規>
- (6) 男女平等参画の視点を踏まえた防災体制の充実 ★

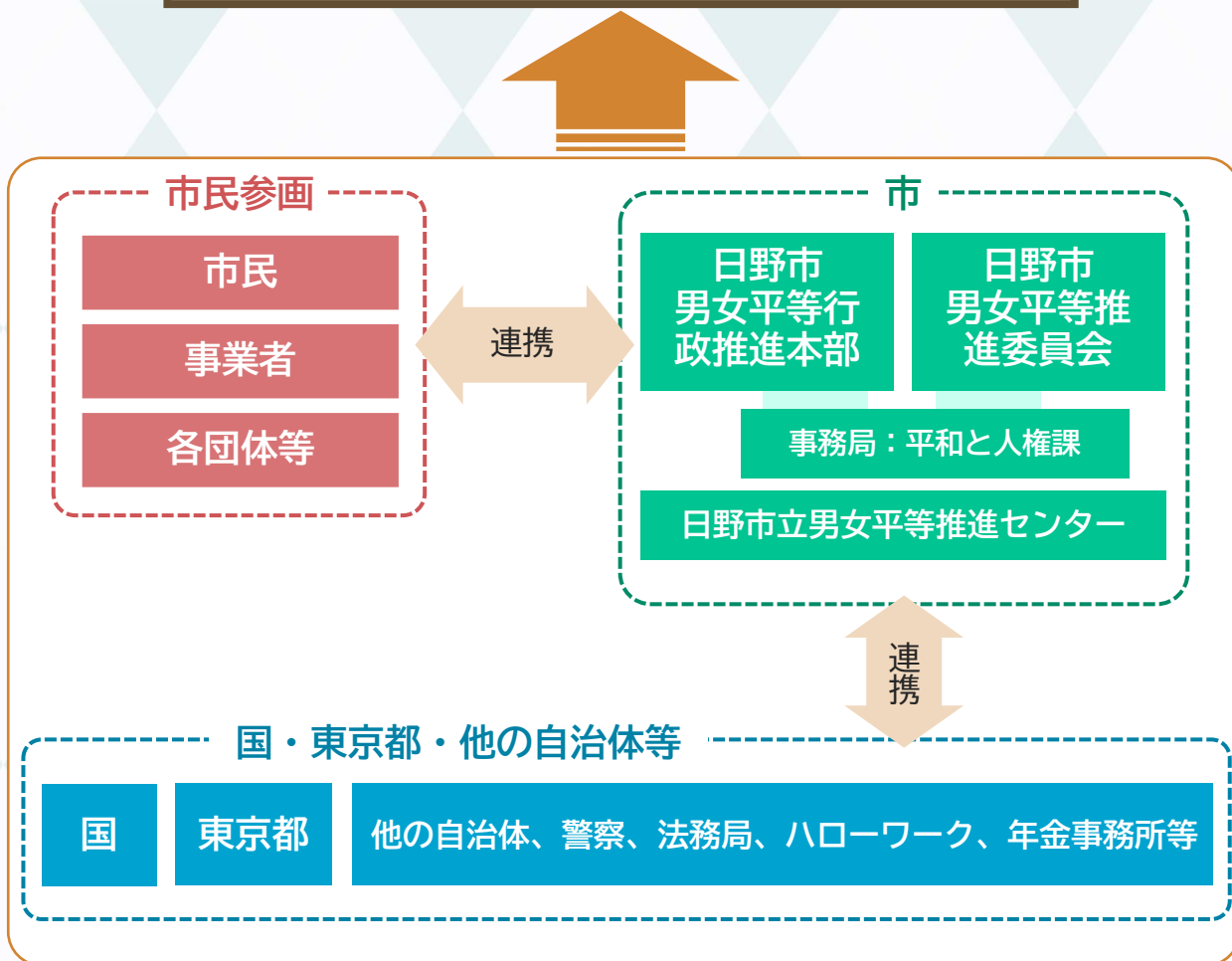
- (1) 行政の政策決定過程における女性の参画促進
- (2) 男女平等参画の庁内推進体制の強化
- (3) 市民・事業者等との連携による男女平等参画の推進
- (4) 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

「日野市女性活躍推進計画」

★は重点施策

6 男女平等を推進する体制のイメージ

多様な個性が尊重され、
誰もが等しく参画できる豊かな社会の実現



日野市男女平等行政 推進本部

男女平等施策を総合的かつ効果的に推進するため、市長を本部長とし、庁内の全体的な調整を行う組織。また、行動計画に盛り込まれた施策・事業の推進状況を確認し、進行を管理する。

日野市男女平等 推進委員会

男女平等社会を推進するため、「日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例」に基づき設置。市長の求めに応じ、男女平等社会実現に向けた基本的かつ総合的な施策及び重点事項の調査検討を行い、意見を述べる。

日野市立男女平等 推進センター

地域における男女平等参画社会の推進のため、平成16年に多摩平の森ふれあい館に設置した施設。男女平等に関する講座、講演会の実施、情報提供、相談業務、地域で活動する団体等への活動場所の提供を行う。

第5次日野市男女平等行動計画（概要版）

令和8年3月

発行：日野市 編集：日野市 企画部 平和と人権課
〒191-0062 東京都日野市多摩平 2-9 多摩平の森ふれあい館 2階 男女平等推進センター内
TEL 042-584-2733 (直通) FAX 042-584-2748 E-mail danjyo@city.hino.lg.jp

